

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 28 条の 2」を「第 28 条の 3」に改める。

第 12 条の 3 中「及び第 20 条の 3」を「、第 20 条の 3 及び第 20 条の 4」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 15 条の 5 の 2 中「及び第 20 条の 3」を「、第 20 条の 3 及び第 20 条の 4」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 15 条の 6 中「第 20 条」の次に「及び第 20 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 20 条第 1 項中「減額して」を「減じて」に改め、同項第 1 号中「、山林所得金額並びに」を「、山林所得金額及び」に、「同法第 8 条第 4 項」を「同条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「、第 15 条第 2 項」を「、同条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 5 の 5」を「前項中「第 15 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 5 第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 20 条の 3 中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第 20 条の 4 当該年度において、世帯に出生被保険者（国民健康保険法施行令第

29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額(当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした

納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

第6章中第28条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第28条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。
- 附則第11項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### (提出理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正等に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置に関する規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。